

組合員の退職に関する手続き

(1) 組合員の資格喪失および年金関係の手続き (異動及び組合員種別変更の場合は [資料 2](#))

必要書類		喪失事由	他の共済組合(公立学校共済組合 他支部を含む)への転出(注2)
		退職 及び 任期満了	
資格関係	◎「組合員異動報告書」※1	○	○
	組合員証等	○	○
	◎「任意継続組合員申出書」	加入要件を満たし任意継続組合員となることを希望するとき	×
	◎「資格喪失証明書交付申請書」※2	任意継続組合員にならない場合で「資格喪失証明書」が必要なとき	「資格喪失証明書」が必要なとき
一般組合員のみ必要 年金関係 (注1)	「履歴書」※3 ・60歳以下の方のみ ・大阪府教育庁へ提出	○	○
	◎「退職・資格変動調査票」 ・64歳以上又は障害年金受給者のみ	○	
	◎「組合員転出届書」		○ (一般組合員になる場合のみ)

◎は共済組合所定の様式ですので、当支部ホームページからダウンロードしてご利用ください。

○は必要書類です。

上記必要書類以外に年金手続きにおける追加書類がある場合は、個別に連絡いたします。

(注1) 年金関係の手続きについては、各所属所あて通知文(令和6年12月2日付け公立阪第337号)または、当支部ホームページにも掲載しています。

[公立学校共済組合大阪支部 検索: トップページ [お知らせ](#) 「退職予定者に係る年金関係手続きについて」]

(注2) 転出とは一日も間の空かないもののみを指します(間が空く場合は退職及び任期満了として取扱ってください)。

退職後引き続き大阪支部内の他の任命権者での任用がある場合等、大阪支部の組合員資格が継続する場合には、「組合員異動報告書」※1のみの提出が必要です。

⇒「年度替わりの手続きパターン」参照

- ・退職後に再任用フルタイム職員として勤務する場合
- ・退職後に再任用短時間勤務職員(20時間以上)として勤務する場合
- ・退職日から一日も空かずに講師として採用される場合 等

※1 ◎「組合員異動報告書」について

- ・当支部から所属所へ、対象者を印字した「組合員異動報告書」を令和7年5月下旬頃に送付します。
- ・「資格喪失証明書」が必要な場合は、上記の当支部からの送付を待たずに、所属所において作成し、◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を併せて当支部に提出してください。この場合、特に速やかな提出をお願いします。
- ・任意継続組合員になることを希望される場合は、上記の当支部からの送付を待たずに、所属所において作成し、退職日から20日以内に◎「任意継続組合員申出書」に組合員証等を添付し、当支部に提出してください。この場合、申込期限がありますので注意してください。

※2 ◎「資格喪失証明書交付申請書」について

- ・国民健康保険への加入や被扶養者の手続き等で、「資格喪失証明書」が必要な場合に提出してください。
- ・至急の場合には、「資格喪失証明書交付申請書」は組合員ご本人から直接当支部へお送りいただいても対応いたします。その際は、「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付してください。
- ・「資格喪失証明書」は、組合員の自宅へ普通郵便で送付します。

※3 「履歴書」

- ・ 共済組合で2部必要です。府立学校に所属する組合員は、退職手当用と併せて作成し、大阪府教育庁を通じて提出してください(教育庁に所属する組合員は任命権者が作成するため不要です)。

履歴書が必要 : 61歳以下の常勤一般組合員の退職(資格喪失)・転出。

履歴書が不要* : 再任用フルタイム勤務・任期付職員の退職(資格喪失)・転出。

*ただし、履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、履歴書の提出が必要です。

(2) 資格喪失後について

組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も資格を喪失します。

資格喪失された方が、その後マイナ保険証を利用する場合、次に加入する健康保険組合において医療保険のデータベースへ資格情報の登録が完了するまでは、マイナンバーカードを次に加入する健康保険組合の保険証として使用できません。詳細は次に加入する健康保険組合にお尋ねください。マイナ保険証を利用される際は、マイナポータル等で、健康保険証情報が最新のものに更新されていることを確認してください。

資格喪失後にもかかわらず、資格確認書やマイナ保険証を使用し、大阪支部の組合員・被扶養者として医療機関等で保険診療を受けられた場合、大阪支部が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

退職日以降の医療費等の取扱いについては、受診時点で加入している健康保険組合へお尋ねください。

ア 再就職先の健康保険(協会けんぽなど)に加入する場合

- ・ 再就職先の健康保険から組合員本人及び被扶養者の「資格喪失証明書」を求められた場合は、
◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付のうえ、当支部へ提出してください。
- ・ 再就職先での健康保険証等の手続きについては、再就職先へお尋ねください。

イ 任意継続組合員の申出

- ・ 退職後、加入資格(注)があり、任意継続組合員になることを希望される場合は、退職日から20日以内に◎「任意継続組合員申出書」に組合員証等を添付し、当支部へ送付してください。
- ・ 令和7年3月31日付け退職の申出期間は、
令和7年3月31日(月)から令和7年4月19日(土)【必着】(郵送の場合のみ消印有効)です。
この申出期間を過ぎると加入できませんので、ご注意ください。

任意継続制度についての詳細は、令和7年1月20日付け公立阪第374号「任意継続組合員の申出に係る受付について(通知)」又は、公立学校共済組合大阪支部ホームページ「お知らせ」をご確認ください。

(注)【加入資格】退職日まで引き続き1年と1日以上現職の組合員期間があること

ウ 国民健康保険に加入する場合

- ・ 当共済組合の資格喪失日より14日以内に加入手続きの必要があり、「資格喪失証明書」が必要です。
◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付のうえ、資格担当へ提出してください。
- ・ 国民健康保険の加入手続きや申出期間は、居住地の市区町村の担当課へご確認ください。
(当支部では、各市区町村の国民健康保険の加入手続きについてはご案内できませんのでご了承ください。)